

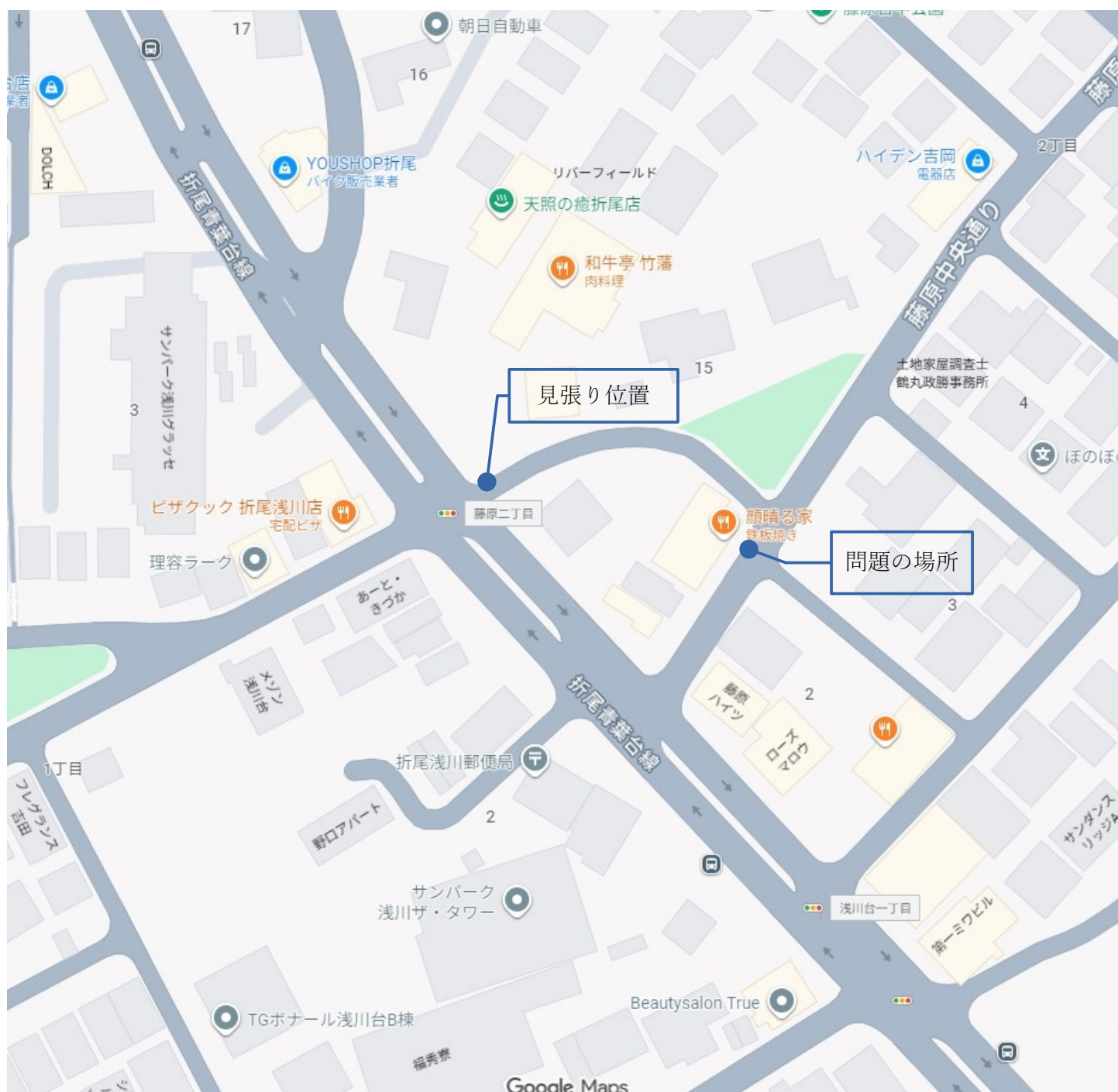
駐車違反・歩道上の往来妨害・点字ブロック機能の無効化に対する指導や取り締まりについて。

場所： 八幡西区藤原2丁目15-18 店舗前

状況： 頻繁とまではいきませんが、店舗前の歩道の往来を妨げる様な駐車が時々見受けられます。
この場所は交通違反取り締まりの見張り位置に着くための周回ルート上にありますが、取り締まり中でも写真の様に歩道を完全に塞いだ状態にも関わらず運転者や店舗に対する注意や指導はなされていない様です。（2025/11/1分の指導等の有無は未確認）

期待： この場に限らず、運転者には駐車違反等の罰則をこまめに適用してください。

店舗には、客による迷惑行為を黙認せず事業者としての良識と責任感を持つ様、促してください。





2025/11/1： この状態でも注意等はなされていない様な・・・



2025/10/26